

国民年金法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号） （抄）

（附則第七条の三の二関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第七条の三の二 社会保険庁が保有している年金記録に関する事項の調査の結果として、第七条第一項第三号に該当しなかつた者が同号の規定に該当する被保険者となつた事実又は同号に該当する被保険者の配偶者が被用者年金各法の被保険者、組合員若しくは加入者の資格を喪失した後引き続き被用者年金各法の被保険者、組合員若しくは加入者となつた事実が判明したことにより、第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合においては、当該事実に係る第三号被保険者としての被保険者期間については、前条第一項の規定は、適用しない。</p>	<p>附則</p> <p>〔新設〕</p>